鹿児島県立短期大学教員選考規程

第１章　総則

（趣　旨）

第１条　鹿児島県立短期大学の教員の採用及び昇任については，教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）の規定によるほか，この規程の定めるところにより選考するものとする。

（定　義）

第２条　この規程で「教員」とは，常勤の教授，准教授，講師，助教，助手及び非常勤の講師をいう。

第２章　教員選考基準

（採用・昇任の基準）

第３条　教員の採用及び昇任については，次条から第８条までに定めるそれぞれの職の基準に該当し，かつ，人格，学歴，職歴，教授能力，教育及び研究の業績，学会及び社会における活動並びに健康等について大学教員に適する者のうちから選考するものとする。

（教　授）

第４条　教授となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，研究上の業績を有する者

(2)　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3)　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4)　芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者

(5)　大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授，准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(6)　研究所，試験所，病院等に在職し，研究上の業績を有する者

(7)　特定の分野について，特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授）

第５条　准教授となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　前条各号のいずれかに該当する者

(2)　大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3)　修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4)　特定の分野について，優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講　師）

第６条　講師となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　第４条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2)　特定の分野について，短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助　教）

第７条　助教となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　第４条各号，第５条各号又は前条各号のいずれかに該当する者

(2)　修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3)　特定の分野について，知識及び経験を有すると認められる者

（助　手）

第８条　助手となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2)　前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第３章　教員選考委員会

（設　置）

第９条　前章に定める教員選考基準に基づき，教員を選考しようとするときは，当該選考について，予め調査，審議を行わせるため，教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

２　選考委員会は，人事委員会がその旨を教授会に提議して，そのつど，設置する。

３　同時に２人以上の選考を行う必要が生じたときは，それぞれ別個に選考委員会を設置するものとする。ただし，教授会の承認を得た場合は，この限りでない。

（選考委員会の組織）

第10条　選考委員会は，人事委員会の推薦に基づき，教授会で承認された５名の委員で組織する。

２　前項の委員は，選考対象となる教員が属する当該学科を代表する教授３名，他の学科の教授各１名をもって構成するものとする。ただし，教授会の承認を得た場合は，５名の委員のうち１名に限り准教授の職にある者が委員となることができる。

（選考委員会の運営）

第11条　選考委員会に委員の互選により委員長及び主査を置く。

２　委員長は委員会を招集し，その議長となる。

３　主査は，調査，審議に必要な資料の収集及び委員会に必要な書類の調製にあたる。

４　選考委員会は，委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

５　選考委員会の議事は，出席委員の３分の２以上の賛成をもって決する。

６　委員長は，前項の議決に加わることができる。

７　人事委員会の委員長は，選考委員会に出席して発言することができる。

８　選考委員会は，必要があると認めるときは，人事委員会と協議のうえ，委員以外の本学教員又は学外の学識経験者の出席を求めて，業績審査会を開くことができる。

第４章　常勤の教員の採用選考

（採用選考及び選考委員会設置の提議）

第12条　学科長は，当該学科の教員の採用について，その必要が生じた場合は，学科会議の議を経て，教員採用選考申請書（別記第１号様式）に教員募集要項（別記第２号様式（第２号様式は標準様式とし，必要に応じて学科長が加除修正を加えられるものとする。））を添付して，人事委員会に提出するものとする。

２　人事委員会は，前項の規定に基づき提出された教員採用選考申請書及び教員募集要項について，当該学科長の出席を求め，その説明を受けた上で審議し，適当と認めた場合は，当該教員採用選考申請書及び教員募集要項を教授会に提議し，その承認を得るものとする。

３　人事委員会は，前項の提議をするときは，同時に当該採用に係る選考委員会の設置について，同項の教授会に提議するものとする。

（募集の周知等）

第13条　学科長は，前条第２項の教授会で承認された教員募集要項に基づき，教員募集についての関係機関等への周知及び応募についての協力依頼を行うものとする。この場合，周知及び協力依頼は，学長名で行うものとする。

（応募書類の受付け）

第14条　応募書類の受付けは，事務局総務課で行うものとする。

（採用選考）

第15条　選考委員会は，応募者及び応募書類の点検を行い，応募者全員についての選考調書（別記第３号様式）を調製し，第２章に規定する教員選考基準に基づき，調査，審議を行うものとする。

２　選考委員会は，前項の調査，審議を終了した場合，同項に定める選考調書及び採用選考結果報告書（別記第４号様式）を人事委員会に提出するものとする。

３　人事委員会は，前項の規定に基づき提出された選考調書及び採用選考結果報告書について，当該選考委員会の委員長の出席を求め，その説明を受けた上で審議し，適当と認めた場合は，当該選考調書及び採用選考結果報告書を教授会に提議するものとする。

（教授会の議決）

第16条　教授会は，前条第３項の規定に基づき提議された採用選考結果を議決する場合，出席者による投票によって決することとし，投票総数の３分の２以上の賛成得票を必要とする。ただし，採用候補者がない旨の採用選考結果である場合，その議決については，出席者による投票に代えて教授会の承認を得ることをもって足りる。

第５章　常勤の教員の昇任選考

（昇任選考の提議）

第17条　学科長は，当該学科の教員の昇任について，その選考を行う必要が生じた場合，学科会議の議を経て，教員昇任選考申請書（別記第５号様式）に履歴書（別記第６－２号様式）及び業績調書（別記第７号様式）を添付して，人事委員会に提出するものとする。

２　人事委員会は，前項の規定に基づき提出された教員昇任選考申請書について，当該学科長の出席を求め，その説明を受けたうえで審議し，適当と認めた場合は，当該教員昇任選考申請書を教授会に提議し，その承認を得るものとする。

３　人事委員会は，前項の提議をするときは，同時に当該昇任についての選考を調査，審議する選考委員会の設置についても教授会に提議し，その承認を得るものとする。

（昇任選考）

第18条　前条第３項に基づき設置された選考委員会は，当該昇任選考について，第２章に規定する教員選考基準に基づき，速やかに調査，審議を行うものとする。

２　選考委員会は，前項の調査，審議を終了した場合，教員昇任選考結果報告書（別記第８号様式）を人事委員会に提出するものとする。

３　人事委員会は，前項の規定に基づき提出された教員昇任選考結果報告書について，当該選考委員会の委員長の出席を求め，その説明を受けたうえで審議し，適当と認めた場合は，当該教員昇任選考結果報告書を教授会に提議するものとする。

（教授会の議決）

第19条　教授会は，前条第３項の規定に基づき提議された昇任選考結果を議決する場合，出席者による投票で決することとし，投票総数の３分の２以上の賛成投票を必要とする。

第６章　非常勤の講師の採用選考

（学科における採用選考）

第20条　学科長は，当該学科の非常勤の講師の採用について，その選考を行う必要が生じた場合，学科会議の議を経て，次の各号の区分に従い，当該各号に掲げる書類を人事委員会に提出するものとする。

(1)　単位認定を行う非常勤の講師の新規採用の場合

非常勤講師採用選考申請書（別記第９号様式），履歴書（別記第６－１号様式）及び業績調書（別記第７号様式）

(2)　単位認定を行わない非常勤の講師の新規採用の場合

非常勤講師採用選考申請書及び履歴書（別記第６－１号様式）

(3)　本学の非常勤の講師としての職歴を有する者の採用の場合。ただし，従前と同一の科目又は類似の学科目を担当させる場合に限る。

非常勤講師継続採用選考申請書（別記第10号様式）

２　次に掲げる者を非常勤の講師として採用しようとする場合は，前項第３号に該当するものとみなす。ただし，新規採用の場合は非常勤講師継続採用選考申請書に加え，履歴書（別記第６－１号様式）を人事委員会に提出するものとする。

(1)　本学の専任教員経験者

(2)　他の大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）の専任教員，専任教員経験者又は非常勤の講師

３　前２項の場合，教職課程に関する科目で２学科以上に係るものの非常勤の講師の採用選考申請については，関係する学科が共同して行うものとする。

４　当該学科及び関係する学科は，第２章に規定する教員選考基準に準じ，速やかに調査，審議するものとする。

（人事委員会における採用選考）

第21条　人事委員会は，前条第１項各号に掲げる書類及び同条第２項の規定に基づき提出された書類について，速やかに審議するものとする。

２　人事委員会は，審議に当たっては，当該学科長の出席を求め，その説明を受けることができるものとする。この場合において，人事委員会は，必要と認めたときは，当該学科長のほか関係する教員の出席及び関係書類の提出を求めることができる。

３　人事委員会は，審議の結果，採用不適当と認めた場合は当該学科に差し戻し，適当と認めた場合は前条第１項各号に掲げる書類及び同条第２項の規定に基づき提出された書

類を教授会に提出し，その承認を得るものとする。

（教授会の議決）

第22条　教授会は，前条第３項の規定に基づき提出された書類に係る非常勤の講師の採用選考について，人事委員長の説明を受けた上で，審議する。この場合において，教授会は，当該学科長のほか関係する教員の説明を求めることができる。

２　教授会は，前条第３項の規定に基づき提出された書類（第20条第１項第１号又は第２号に掲げる書類に限る。）に係る非常勤の講師の採用選考を議決する場合，挙手で決するものとし，出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

（採用選考の特例）

第23条　削除

第７章　補　足

（庶　務）

第24条　教員選考の庶務は，事務局総務課において行う。

（補　足）

第25条　この規程の施行に関し必要な事項は，教授会の議を経て学長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成８年10月11日から施行する。

（採用選考の提議及び教員募集要綱に関する経過措置）

２　平成８年10月31日応募締切りで募集中の教員採用選考に係る採用選考の提議及び教員募集要綱については，鹿児島県立短期大学教員選考規程第11条及び第12条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（鹿児島県立短期大学教員選考基準等の廃止）

３　次に掲げる基準，規程及び細則は，廃止する。

(1)　鹿児島県立短期大学教員選考基準

(2)　鹿児島県立短期大学教員資格審査委員会規程

(3)　鹿児島県立短期大学教員資格審査委員会細則

（鹿児島県立短期大学委員会規程の一部改正）

４　鹿児島県立短期大学委員会規程の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「３｜教員資格審査委員会｜教員の採用・昇任に当たっての資格審査の実施」を「３｜教員選考委員会｜教員の採用・昇任に当たっての選考の実施」に改め，第３条中「鹿児島県立短期大学教員資格審査委員会規程」を「鹿児島県立短期大学教員選考規程」に改める。

附　則

この規程は，平成10年６月12日から施行する。

附　則

この規程は，平成10年11月13日から施行する。

附　則

この規程は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成17年10月７日から施行する。

附　則

この規程は，平成19年10月12日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年７月11日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成21年１月１日から施行する。

２　改正後の鹿児島県立短期大学教員選考規程第12条の規定は，平成21年１月１日以後に教授会に提議される教員採用選考申請書及び教員募集要項について適用する。

附　則

この規程は，平成22年11月12日から施行する。

附　則

この規程は，平成23年４月15日から施行する。

附　則

この規程は，平成25年８月２日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年６月11日から施行する。